

議案第64号

小金井市臨時職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市臨時職員の任用等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年9月15日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

東京都最低賃金の引上げに鑑み、臨時職員の賃金を改正する必要性が生じたため、本案を提出するものであります。

## 小金井市臨時職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市臨時職員の任用等に関する条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表一般事務の項中「890円」を「910円」に改め、同表軽作業（用務等）の項中「900円」を「910円」に改める。

### 付 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

議案第64号資料1

小金井市臨時職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考																				
<p>別表（第5条、第13条関係）</p> <table border="1" data-bbox="421 1263 651 2078"> <tr> <td>職種</td> <td>1時間当たりの賃金</td> </tr> <tr> <td>一般事務</td> <td>910円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td>軽作業（用務等）</td> <td>910円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </table> <p>付 則 この条例は、平成27年10月1日から施行する。</p>	職種	1時間当たりの賃金	一般事務	910円	省略		軽作業（用務等）	910円	省略		<p>別表（第5条、第13条関係）</p> <table border="1" data-bbox="421 398 651 1214"> <tr> <td>職種</td> <td>1時間当たりの賃金</td> </tr> <tr> <td>一般事務</td> <td>890円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td>軽作業（用務等）</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </table>	職種	1時間当たりの賃金	一般事務	890円	省略		軽作業（用務等）	900円	省略		<p>賃金の引上げ 同上</p>
職種	1時間当たりの賃金																					
一般事務	910円																					
省略																						
軽作業（用務等）	910円																					
省略																						
職種	1時間当たりの賃金																					
一般事務	890円																					
省略																						
軽作業（用務等）	900円																					
省略																						

多摩26市における臨時職員（一般事務）  
の賃金単価及び引上げ予定について

1 多摩26市における臨時職員（一般事務）の賃金単価（平成27年4月1日現在）

950円 2市

930円 1市

920円 4市

910円 5市

900円 5市

890円 8市

888円 1市

※ 小金井市は890円

2 賃金単価が東京都最低賃金（907円）を下回る自治体（14市）の賃金単価改  
定予定額

940円 1市

910円 7市

907円 1市

未定 5市

※ 小金井市は910円に引上げ予定

※ 賃金単価は、全て1時間当たりの賃金単価